

(第2-1関係) 補足資料16 分析に当たり把握した事項と本件不適切事案を防止できなかった要因

特別監察における佐賀県警察職員からの聞き取り、対象職員による鑑定の実施状況の確認、対象職員による鑑定に関連する捜査書類等の確認等を通じて把握した事項と本件不適切事案を防止できなかった要因との関係については、下記のとおりである。

1 対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制①

把握した事項

- 鑑定資料の検査結果や決裁書類が自己の予想に合致するものとなるように、「当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施」、「電気泳動の不実施」等の不適切な取扱いが行われていた。
- 自己の誤りや不十分な検査結果を隠し、「鑑定残余資料の紛失・偽装」、「DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更」等の不適切な取扱いが行われていた。
- 上司から指摘を受けず、決裁を終えられるような決裁書類となるように、「ワークシートの不適切な記載」、「定量日時等の不適切な変更」、「コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ」等の不適切な取扱いが行われていた。
- 科学捜査研究所のDNA型鑑定を担当する職員には、他の部署等への人事異動は行われていない。
- 本件事案の発覚前には、科学捜査研究所のDNA型鑑定を担当する職員の他県警との人事交流は行われておらず、他県警察における取組や技術に接する機会も限られていた。

要因

①適正な鑑定業務に係る職員の倫理観の欠如

鑑定結果だけでなく手続等も含め、適正な鑑定を実施することが鑑定業務に携わる者の責務であるとの自覚を欠き、適正な鑑定業務に係る職員の倫理観が欠如していた。

②人的課題への組織的な取組の不足

専門的な技能を有する少数の職員で構成される所属において生じ得る閉鎖的な人間関係、硬直的な人事等の弊害への対策に組織的に取り組まれておらず、また、職員の倫理観や管理能力等の向上に必要な機会や情報の提供をはじめとした人材育成に係る取組が不足していた。

1 対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制②

把握した事項

- 上司から指摘を受けず、決裁を終えられるような決裁書類となるように、「ワークシートの不適切な記載」、「定量日時等の不適切な変更」、「コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ」等の不適切な取扱いが行われていた。
- 他の職員による対象職員への業務指導や作業速度を上げるための助言等を行われていた一方で、対象職員は相談しづらさを感じており、また、十分な指導を受けられていないと感じていた。
- 佐賀県警察における再発防止策の策定に当たり、複数チェックにおける業務負担への配慮といった現場の意見が十分に反映されない一方で、その理由について理解・納得を得るための措置が十分に講じられていなかった。

要因

③風通しのよい組織づくりに係る取組の不足

上司と部下がお互いに躊躇せず意思疎通を図ることや、業務の改善に関して建設的に議論することが可能な風通しのよい組織づくりに係る取組が不足していた。

1 対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制③

把握した事項

- 対象職員がDNA型鑑定に従事していた期間（平成27年～令和6年）、DNA型鑑定の年間の嘱託件数はほぼ横ばいであった。
- 対象職員がDNA型鑑定に従事していた期間（平成27年～令和6年）におけるDNA型鑑定の実施体制は6名（令和3年のみ5名）で、ほぼ変化はない。
- 他の証拠により被疑者が特定されている事案等についてDNA型鑑定が嘱託されている場合があった。
- 対象職員は、至急の鑑定嘱託がなされた際にそれまで行っていた鑑定を中断せざるを得ないことを、鑑定の終了までに時間を要する原因の一つとして挙げている。
- 他の職員からの聞き取りによると、対象職員がDNA型鑑定を行う必要性に疑問を持っていた案件があった。
- 本件事案の発覚前に、DNA型鑑定の取扱い等における業務の合理化・効率化による業務負担の軽減といった取組は行われていなかった。

要因

④多数のDNA型鑑定による業務負担

他の証拠により被疑者が特定されている事件に関するものも含め多数のDNA型鑑定に係る業務負担が、対象職員の作業や、他の職員が丁寧な業務指導や決裁等に割ける時間の確保に影響していた。

2 不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足①

把握した事項

○ 「当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施」や「ワークシートの不適切な記載」といった対象職員の鑑定作業の途中で他者の目が入っていれば、防止又は発見できたと考えられる不適切な取扱いが認められた。

○ 「鑑定残余資料の紛失・偽装」や「鑑定資料の付属品の紛失」といった対象職員が鑑定を行っている間の鑑定資料の保管状況を管理・点検していれば、防止又は発見できたと考えられる不適切な取扱いが認められた。

○ 「ワークシートの不適切な記載」や「ワークシートの未作成」といった鑑定の推移に応じてその都度記載するというワークシート作成に当たっての基本的な留意事項が遵守されていないことによる不適切な取扱いが認められた。

○ 「コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ」や「別の鑑定資料の電気泳動データの使用」といった電気泳動データのサンプル名を書き換えて行われた不適切な取扱いが認められたが、サンプル名については職員個人で自由に命名できるとされており、不自然なサンプル名の発見やデータの事後検証等が容易に実施できない状態であった。

要因

⑤鑑定作業の各段階におけるチェック不足

鑑定作業の各段階におけるチェックが不足していたことにより、検査時の不適切な取扱いを防ぐことができなかった。

⑥鑑定資料の不適切な管理

鑑定途中の鑑定資料の組織的な管理が不足していたことから、残余資料の紛失が起きることとなり、また、これを隠すための別の資料による偽装が可能な状況となっていた。

⑦事後検証を容易とするためのルール欠如

ワークシートをいつどのように作成するか、DNA型鑑定機器を使用した際にデータにどのように命名するかといった鑑定作業及び機器使用に係る細かな手順が職員間で統一されておらず、不適切なワークシートが作成されるなどした。

2 不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足②

把握した事項

- 鑑定機器のアカウントが全職員共通となっており、誰がいつ使用したかが機器内のログからは検証できない状態であった。
- 鑑定機器の管理者権限が限定されておらず、機器内の時刻設定の変更等が誰でも可能な状態であった。
- 一部の鑑定機器が最新のOSに対応していない機種であった。

- 上司による決裁や鑑定の進捗状況の確認は行われていたが、本件事案の発覚まで、鑑定の各段階で他の職員がチェックを行うといった組織的に鑑定業務を管理する仕組みがなかった。
- 不適切事案を想定した研修が行われていなかった。

- 「鑑定結果の回答漏れ」といった鑑定嘱託所属と科学捜査研究所との連絡体制が整備されていれば防止できた不適切な取扱いが認められた。
- 鑑定結果は回答されているが、鑑定嘱託所属から返還の要請があるまで残余資料が返還されていない場合があった。

要因

⑧鑑定資機材に係る管理・整備の不足

情報セキュリティや業務管理の観点から、鑑定資機材に関する必要な措置が講じられていなかった。

⑨不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計の欠如

鑑定作業を実施する職員と鑑定資料の受け付けや返還等を担当する職員を別に配置するなど、不適切事案の防止を念頭においた制度設計が欠けていた。

⑩鑑定嘱託所属と科学捜査研究所との連絡体制の不足

鑑定嘱託所属と科学捜査研究所との連絡体制が不足していた。

3 幹部による不十分な業務管理

把握した事項

- 「電気泳動の不適切な実施」といった決裁書類につづられた検査結果を確認することで発見できたと考えられる不適切な取扱いが認められた。

- 「定量日時等の不適切な変更」、「コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ」といった鑑定機器に保存されている電子データを使用した不適切な取扱いが認められた。

- 他の職員が周囲にいない昼休みに対象職員が鑑定機器を使用していることを他の職員は認識しており、実際の機器の使用状況を確認することで、対象職員の行動の不審点や不適切な取扱いを発見できた可能性が認められた。

- 各鑑定は、担当する各職員が責任をもって実施するものという認識から、鑑定資料の管理、作業台の整理整頓等が個人任せとなっていた結果、「鑑定残余資料の紛失・偽装」や「鑑定資料の付属品の紛失」といった不適切な取扱いが生じていた。

- 対象職員の鑑定の進捗状況の確認は定期的を実施されており、作業速度を上げるための助言等も行われていたが、担当する鑑定数を見直すなど根本的な措置には至っていなかった。

要因

⑪不十分な決裁機能

各検査の整合性等を書類上で確認するに当たって、上司による精査・確認が不十分であったことから、各書類が不適切に作成されたものであることに気付けなかった。

⑫不適切な取扱いを抑止する観点からの電子データの管理不足

検査結果の電子データやDNA型鑑定機器に含まれている電子計算機の使用ログを検証するといったことが定期的に行われておらず、電子データ上で行われる不適切な取扱いを抑止する観点からの管理が不足していた。

⑬整理整頓、業務管理等が不十分な職場環境

鑑定作業中の資料の紛失等を予防する観点からの作業台の整理整頓といった鑑定業務に当たっての環境整備が不十分であり、また、職員の鑑定作業の進捗管理や改善措置についても不十分であった。